

広島法務局 人権相談所

〔相談内容〕

差別、いじめ、ハラスメント、インターネット上の誹謗・中傷等、様々な人権問題について

〔相談日時〕

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
(外国語人権相談ダイヤルは午前9時～午後5時)
(祝・休日及び年末年始を除きます。)

〔相談方法〕

電話、メール又は直接来所してください。
みんなの人権110番：TEL 0570-003-110
子どもの人権110番：TEL 0120-007-110
女性の人権ホットライン：TEL 0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル：TEL 0570-090-911
インターネット人権相談受付窓口：
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

〔相談料〕

無料

〔所在地等〕

〒730 - 8536 中区上八丁堀 6-30 合同庁舎 3号館 4階